「裾野市農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の作成に係る意見公募手続き」
意見公募に寄せられたご意見への回答

●ご意見(1)

1．農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針　について

『個々の森林所有者が単独で効率的な施業を行うことは困難な状況にあります。』という現状課題に対する、行政としての取り組みの課題を示すべきではないか。行政の課題として「農林業従事者の高齢化や担い手の減少、農産物や木材価格の低迷など、地域の農林業をとりまく環境は厳しく、施業の集約化等による農業、森林経営の効率化や資源の有効活用などを進め、農林業の活性化を図る必要がある。」解決策として「木質バイオマス発電施設を導入することで、豊富な森林資源を活かし、未利用材の有効活用を進めることで、森林資源の循環利用を図り林業の活性化を実現する。」とし、このような社会課題を解決するために再エネを促進するのではないか？

【回答】

ご指摘の行政課題については、農林振興行政全般で取り組んでいるところですが、本計画では再生可能エネルギーの有効利用による地域の農林業の振興という趣旨において、「当該事業により、未利用の地域資源を再生可能エネルギー源として有効活用し、適切な森林整備、林業従事者の所得向上や新たな雇用の創出、農作物栽培への余熱利用など、地域の農林業の活性化に努めるものです」と記載しており、ご意見を内包しているものと考えております。

●ご意見(2)

3．2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模　について

もし、3 基の木質バイオマス発電を導入した場合、20 年程度は発電のために地域の木質チップが消費されることになるため、裾野市の再生可能エネルギー促進においては、147kWの木質バイオマス発電を 3 基導入するのではなく、未利用材供給システム構築のため1～2 基を導入しつつ、地域の工場等でのバイオマスボイラーの導入を検討されてはいかがか。

【回答】

今回、本計画に位置付けを行うのは、既に営業中のバイオマス発電施設で、木質バイオマス発電 147kw×3 基は既に導入済みの設備となります。

●ご意見(3)

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項(1)自然環境の保全との調和について

事業者を認定する立場として、『必要に応じた影響の調査・検討等により自然環境の保全に十分に配慮する。』では、事業者へ課すべき責務が不十分ではないか？

『裾野市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例』の第5条(事業者の責務)に定めている責務を引用、または準じる内容が良いのではないか。

また、本来は『「裾野市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」や景観法等の関連法令に基づき適切な配慮を行う。』となるように、「裾野市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」の見直しもするべきなのではないか。

【回答】

(1)について、ご意見を踏まえ、「地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす恐れがあることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、 自然環境の保全に十分に配慮する。」と書き換え、合わせて(2)についても、「気候風土に適した形で農林業を営む中でつくられた地域固有の美しい景観が損なわれることのないよう、適切な配慮を行う。」に書き換えます。

条例改正については、有識者会議の議題として必要性を検討するとともに、他市町の事例を調査・研究してまいります。

●ご意見(4)

7. 農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農 山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価に関する事項 について

『年間約 1,176,000kWh の再生可能エネルギー電気を発電することにより、地域森林の適切な管理と林業家の所得向上を目指す。』とあるが、発電により①地域森林の適切な管理、②林業家の所得向上、をどのように達成したかを評価するのか、目標と共に、評価の仕方を示すことが必要。『年間約 1,176,000kWh の再生可能エネルギー電気を発電』することで、幾らの収益があることは計算でわかる。

【回答】

達成度合いの評価については、7. (2)、10. (2)にあるとおり毎年度、設備整備事業者に、認定設備整備計画の実施状況を報告させ、記載内容から行います。具体的な評価の方法については、先行市町の事例を参考に検討することにしております。

●ご意見(5)

10. その他農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の

促進に関する事項(1)ウェブページ等による周知　について

主語は「事業者は」なのか「市は」なのか。

【回答】

　市です。ご意見を踏まえ、「基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、本市のウェブページ等により広く周知する。」と書き換えます。

●ご意見(6)

10. その他農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項(4)地域住民との良好な関係の構築　について

　本来は『「裾野市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を遵守すること。』となるように、「裾野市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」の見直しもするべきなのではないか。

【回答】

　条例改正については、有識者会議の議題として必要性を検討するとともに、他市町の事例を調査・研究してまいります。